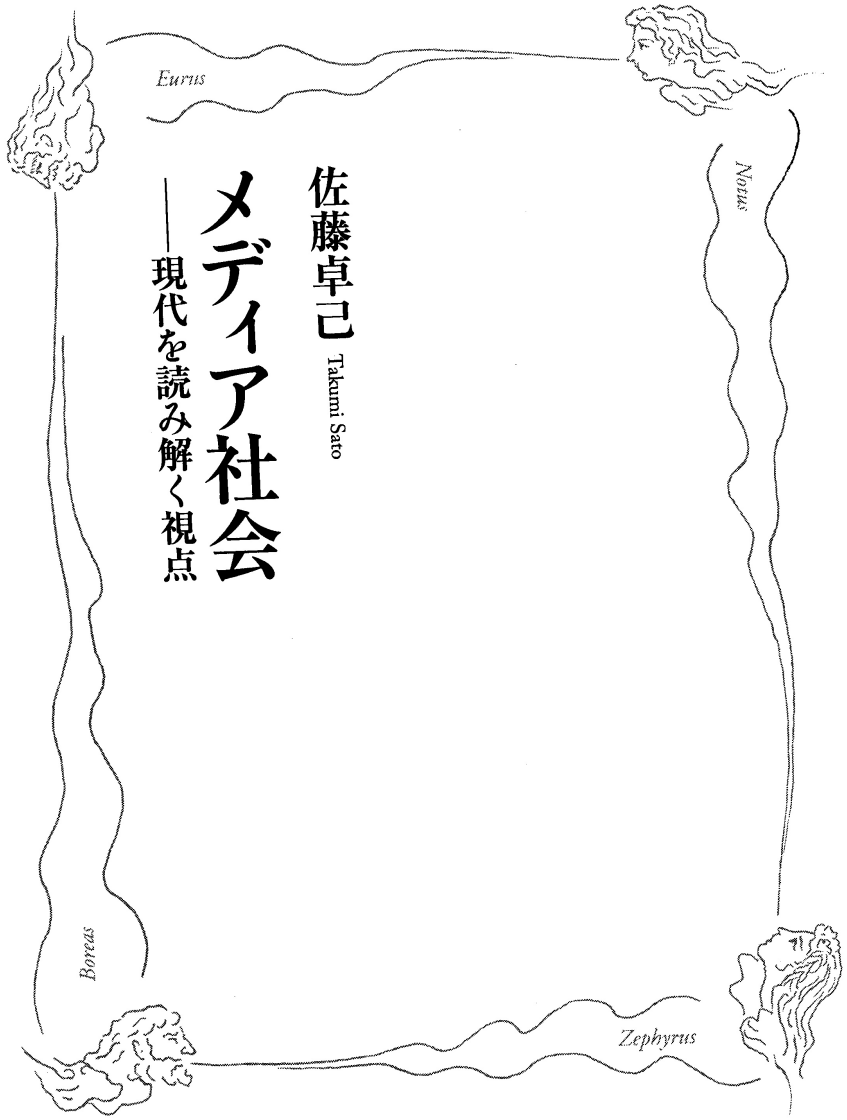

メディア社会
――現代を読み解く視点

佐藤卓己 Takumi Sato

岩波新書
1022

IT の急速な進展など、加速する情報化社会において、メディアの果たす役割はますます重要になっている。私たちはメディアの現状をどうとらえ、どう接するべきか。そもそもメディアの本質とは何か。小泉政治やライブドア事件など、さまざまなニュースや社会現象の分析を通し、メディアと現代社会のありようを鋭く読み解く。

I 「メディア」を知る

第3章　メディアと「記憶」

こうした雰囲気の中で、「世界大戦」はアメリカでも大いなるリアリティを獲得した。実際は第二次大戦が勃発するのは、それから一〇カ月後である。

さらに一九五二年、この小説はバイロン・ハスキン監督によってアメリカでカラー映画化された。この年、アメリカは最初の水爆実験を行っている。すでに一九四九年ソビエトは原爆保有を宣言して、時あたかも朝鮮戦争の最中でもあり核戦争の危機は強烈に意識されていた。このカラー映画では火星人の宇宙船に対して原爆攻撃が試みられている。

最新版《宇宙戦争》は、公開五日間で約一六億五〇〇〇万円の収益を上げ、水曜初日作品の日本新記録を塗り替えたという。「大阪じゃ(敵ロボットを)何体か倒したそうだ」というセリフが映画の中にあった。ちょうどサミットでも論議された北朝鮮の核開発問題を脳裏に浮かべた人もいただろう。それがこの映画の「歴史的背景」であった、と後世の研究者は分析するのだろうか。

12 戦争の記憶と忘却

「先の戦争」の記憶あるいは忘却のされ方を分析するため、ここ数年一二月八日の各紙紙面をじっくり読むことにしてきた。だが、第一面で開戦記念日が言及されることは少ない。戦争相手国ではアメリカが「真珠湾攻撃」の一二月七日(現地時間)、中国は「柳条湖事件」の九月一八日や「盧溝橋事件」の七月七日を記憶の起点としている。しかし、日本のメディアが九月一八日、七月七日、一二月八日(日本時間)に戦争を回顧することは稀である。もっぱら、玉音放送の流れた八月一五日を起点として時間を逆に遡る形式で回想されているといえよう。

多くの国民にとって、「先の戦争」はラジオ放送で始まりラジオ放送で終わった戦争であった。「臨時ニュースを申し上げます、臨時ニュースを申し上げます。大本営陸海軍部午前六時発表――。帝国陸海軍部隊は本八日未明、西太平洋においてアメリカ、イギリス両軍と戦闘状態に入れり。」

たしかに、一九四一年一二月八日午前七時の臨時ニュースのアナウンスは、玉音放送の「堪

へ難キヲ堪へ、忍ヒ難キヲ忍ヒ」と並んで、歴史ドキュメンタリーの定番である。

一九四一年一二月八日、正午の時報に続いて、四年半後の玉音放送とまったく同じように、ラジオから君が代が流され宣戦詔書が奉読されたことを思い起こす人は少ない。続いて、東条英機首相は政府声明「大詔を拝し奉りて」を読み上げたが、当時の新聞を読む限り国民は玉音放送のときと同じように、学校や工場で整列してラジオの前で頭を垂れていたはずである。宣戦詔書は開戦理由をこう述べている。

「米英両國ハ殘存政權[中華民国政府―引用者註]ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ　平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス　剰へ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ　更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ　遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ」

この「自衛」戦争の目的として、「東亜永遠ノ平和ヲ確立」することも掲げられていた。開戦以降、毎月八日の「大詔奉戴日」には宣戦詔書朗読の国民儀礼が繰り返されたはずである。

それにもかかわらず今日、一二月八日に「先の戦争」を思い起こす日本人は少ない。NHKの「戦争観に関する世論調査」(二〇〇〇年)は、「一二月一一日・五月三日・八月一五日・九月一八日・一二月八日・わからない」から開戦日と終戦日を答えさせている。終戦日の正答率九一

%に対して、開戦日はわずか三六%である。だが、同じ調査をアメリカで行った場合、結果は逆転するはずである。そもそもアメリカのVJデイ(対日戦勝記念日)は九月二日であって八月一五日は選択肢にも入らないが、開戦日は「リメンバー・パールハーバー」の標語とともに記憶されている。二〇〇四年もこの日、カリフォルニア州の海兵隊基地でブッシュ米大統領は次のようなスピーチを行っている。

「周知のように六三年前の今日、我が国は真珠湾を攻撃された。(中略)そして今、その孫の世代となったわが海兵隊は、イラクのファルージャやバビル州北部地域などで自由を拡大するため戦っている。」

もちろん、自衛隊のイラク派兵など日米関係はかつてなく良好であり、長らく大統領声明の定型句だった「日本帝国の事前通告のない攻撃」から二〇〇二年「日本帝国」が消え、二〇〇三年は「事前通告のない」も消えている。ホワイトハウスのHPで公開された二〇〇五年の声明文では「奇襲」のみとなっている。もちろん、アメリカ国民の開戦記憶から「日本帝国」や「騙し討ち」が消えたわけではないとしても、記憶の政治学としては大変興味深い。

いわゆる「宣戦布告の遅れ」については、その責任論を含め多くの議論が存在している。しかし、メディア研究者としてつねづね疑問に思っていたのは、なぜ日本政府は在米大使館に長

文の暗号電文を送り、ホワイトハウスでの「文書」手交に固執したのかという点であった。一九〇七年のハーグ陸戦条約で「明瞭かつ事前の通告」は義務付けられていたが、通知媒体の規定は存在しない。実際、第一次大戦の口火を切ったオーストリア帝国の対セルビア宣戦布告には電報が使われている。あるいは第二次大戦勃発に際し、ヒトラーはポーランドに対する宣戦布告をラジオ中継された国会演説で行った。もし、事前通告を重視するなら、ホワイトハウスに直接公電を打つことも、ラジオ放送することもできたはずではないだろうか。

長年の疑問に答えてくれたのが、佐藤元英「なぜ「宣戦布告」の事前通告が行われなかったか」(『中公公論』二〇〇四年一二月号)である。日本政府は事前通告をあまり重要視しておらず、一二月八日正午から東条首相がラジオ放送で行った詔書奉読こそが、日本国民に向けた開戦告知であり、また同時に英米に対する宣戦布告であった、と指摘されている。それはポツダム宣言受諾の八月一四日ではなく、日本国民だけに向けた「終戦の詔書」放送の八月一五日を終戦記念日とする内向きな発想と見事に一致している。私たちは戦後六〇年もっぱら内向き(ドメスティック)な記念日に戦争の記憶を集中してきたが、それは対戦相手の忘却と表裏一体ではなかったか。なぜ一二月八日を私たちが忘れたか、あるいは忘れさせられたか、今こそ冷静に考えるべきなのではないだろうか。

13 玉音放送と集団的記憶

二〇〇五年は戦後六〇周年ということもあり、八月一五日に数多くのメディアで大特集が組まれた。だが、一九四五年八月一五日正午の玉音放送で戦争が終わったわけではない。玉音放送で朗読された「終戦の詔書」の日付は、日本政府がポツダム宣言受諾を米英に回答した八月一四日であり、大本営から陸海軍へ停戦命令が出されたのは八月一六日である。国際標準としては東京湾上の戦艦ミズーリ号上で降伏文書が調印された九月二日(ロシア、中国、モンゴルは九月三日)がVJデイであり、八月一五日はただ「忠良ナル爾臣民」に向け前日収録された詔書朗読が放送された日にすぎない。国際法上は意味を持たない八月一五日が終戦記念日として国民的記憶になった理由を、メディア論から改めて整理しておきたい。

書物・新聞のように「内容を伝達する」活字メディアと違い、ラジオ・テレビのような電子メディアは「印象を表現する」特性が強い。八月一五日のラジオ放送の場合であれば、朗読された「詔書の内容」よりも、「玉音の印象」に人々の関心は集中する。数多く存在する当時の

日記や回想を読むと、事前に情報を入手していない一般国民には難解な漢文体の内容理解は難しかったことがわかる。それ以上に興味深いのは、終戦を告げる特別番組は正午から三七分三〇秒も続いたが、人々の記憶は四分三七秒の「玉音」の印象に集中し、それに続く残りの三二分五三秒の記憶はきれいに脱落している。和田信賢アナウンサーによる詔書の再朗読、続いて内閣告諭、交換外交文書の要旨、受諾通告の経過、聖断経緯、平和再建の詔書渙発などが解説され、多くの国民はこれにより終戦を「理解」したはずである。それにもかかわらず、なぜ「玉音」のみが終戦の象徴となったのか。聴取者にとって「内容＝意味」の理解は二の次であり、何よりも共感できる「形式＝音声」が重要であったのだろう。

さらに、玉音放送研究の決定版ともいうべき竹山昭子『玉音放送』(一九八九年)は、この放送の祭儀的性格を次のように総括している。

「「玉音放送」という番組は、降伏の告知という役割だけでなく、降伏決定の儀式を送り手と受け手でおこなった番組であり、各家庭、各職場に儀式空間をもたらした番組であった。」

つまり、単なる「降伏の告知」ではなく、「決定の祭儀」であったことが重要なのである。この場合、昭和天皇が行使したのは、国家元首としての統治権でも大元帥の統帥権でもなく、古来から続いた祭司王としての祭祀大権であった。日本文学の起源を祝詞(のりと)に求めた折口信夫は

「上世日本の文学」(一九三五年)で、次のように論じている。終戦に先立つこと一〇年の論文だが、あたかも玉音放送の威力を予言するかのごとくである。

「天子が祝詞を下される。すると世の中が一転して元の世の中に戻り、何もかも初めの世界に返つて了ふ。此が古代人の考へ方であつた。(中略)天子は、暦を自由にする御力で人民に臨んで居られる、此が日本古代人の宮廷に対する信仰であつた。天子の御言葉で世の中の総べてのものが元に戻り、新たなる第一歩を踏むのである。」

この意味で、時報によって全国の時間を均質化したラジオは、「玉音」の有無にかかわらず、とりわけ暦を管理する天皇制と親和的なメディアであった。玉音放送はこうした伝統的な天皇祭儀における祝詞の枠をも超えて、国民全体に直接伝えられた。その儀式への全員参加という直接的な感覚こそが忘れられない集合的記憶の核として残ったのである。その感覚を増幅し記憶を強化したのは、新聞であり、雑誌であり、あらゆるメディアがこれに続いた。日本全土の家庭、学校、職場、軍隊、病院、あるいは海外の戦場や収容所で「それを聴いた」という経験の共同性が戦後の国民国家に象徴的な統合力を与えたと言って過言ではない。皮肉にも、「戦前の弔辞(ちょうじ)」である玉音放送は「戦後の祝詞」として機能したのである。

ちなみに、戦争の記憶をめぐる日米ギャップは終戦にラジオが果たした比重からも説明できる。アメリカの終戦記念日が降伏「文書」調印の九月二日であるのに対し、日本の終戦記念日は玉音「放送」のあった八月一五日である。つまり、アメリカ側の歴史では野村吉三郎、来栖三郎両大使がハル国務長官に手交した対米覚書(最後通牒)で宣戦が告知され、重光葵外相、梅津美治郎参謀総長が調印した降伏文書で敵国日本との戦争が終わった。文書主義の正統的歴史観である。

一方、日本側は一二月八日に自国民に向けたラジオニュースで始めた戦争を、同じく自国民に向けた玉音放送で終えたということになる。他者と向き合う記録性の強い(時間バイアスがある)文書に対し、ラジオは記録性は弱いが伝播性に優れた(空間バイアスのある)メディアである。日本の戦争記憶における他者不在と風化現象は、比較メディア論からも説明できそうである。

15 「八月ジャーナリズム」の起源

戦後還暦の二〇〇五年、各新聞社は「八月ジャーナリズム」の大型企画を競い合った。八月六日の広島原爆忌と同九日の長崎原爆忌、さらに八月一五日の終戦記念日をピークにして、雑誌やテレビとも連動した一大メディア・イベントが展開された。色川大吉『昭和史　世相篇』（一九九〇年）は、この年中行事をイスラム暦の断食月（ラマダーン）を引いて「聖霊月」と呼んでいる。

確かに、「新たな国民儀礼」として定着しており、季語辞典を引けば「終戦忌」「終戦日」「敗戦日」「終戦の日」「八月一五日」「玉音」などが「秋」の季語として収録されている。しかし、いつ八月一五日が終戦記念日と定められたかを覚えている人はほとんどいない。『八月十五日の神話』を執筆したきっかけも、私自身の「無知」に由来する。終戦記念日が八月一五日と法的に定められたのが、一九六〇年生まれの私より三年も遅いという事実を知ったときは衝撃的だった。実際、「八・一五＝終戦記念日」の法的根拠は、戦後一八年も経過した一九六三年五月一四日に第二次池田勇人内閣で閣議決定された「全国戦没者追悼式実施要項」であり、正式名称「戦没者を追悼し平和を祈念する日」は鈴木善幸内閣が一九八二年四月一三日の閣議で決定している。終戦記念日の歴史は、予想外に新しく身近なものである。

さらに驚いたのは終戦直後の公文書や新聞・雑誌では、終戦の日付はポツダム宣言を受諾した「八月一四日」と明記されているにもかかわらず、やがて玉音放送の「八月一五日」に変わっていったことである。そうした変化の原点として、一九四五年八月一五日の新聞は興味深い。

聖断もの雑音
臥薪嘗膽結束を固め
冷厳苛烈新なる困難克服
銘記せよ八月十四日
帝詔
統治

図Ⅲ　1945年8月15日付『京都新聞』号外第二面

八月一四日深夜、終戦詔書の原稿は首相官邸で新聞記者団に配布されたが、玉音放送の終了まで新聞配達しないよう厳命されていた。「英米支三国共同宣言（ポツダム宣言）全文」、や「内閣告諭」など第一面記事の大半は同盟通信社から各新聞社に配信されたもので、それは玉音に続いてラジオでも読み上げられた。

一九四五年八月一五日付『京都新聞』号外第二面には、「銘記せよ八月十四日」と大きな見出しをつけた論説が掲げられている（図Ⅲ）。

「昭和廿年八月十四日、畏くも　聖断を下された、

暗雲の中に仄かに拝す大内山は静謐にして荘厳限りない宮城　御詔勅を拝し二重橋の前にぬかづく赤子の群は頭を深く垂れ傍沱として押へる泪、ああ何の顔あつて頭を上げん「陛下御許しくださいませ、我ら足りませんでした」頭はほとばしる泪の裡に深く垂れるばかりである。」

『京都新聞百年史』(一九七九年)によれば、この号外は一四日深夜に製作し、玉音放送終了と同時に配布したという。当然ながら、「御詔勅を拝し二重橋の前にぬかづく」人々のリアルな描写は、事実ではなく予定稿ということになる。もちろん、『京都新聞』だけではない。たとえば、『中部日本新聞』(現『中日新聞』)の八月一五日付第二面にも、『京都新聞』とほぼ同じ記事が掲載されている。

「昭和二十年八月十四日畏き御聖断は下された、二重橋前に額づき暗雲の中に宮城を仄かに拝すればいかに堪へんとしても熱涙は傍沱と落ち頸を低く深く垂れるばかりである。陛下　御許しくださいませ、われらは至りませんでした！」

表現は微妙に異なるが同一のモデルがあったはずである。その横には同じく同盟通信社配信の写真「宮城二重橋前に皇国護持を祈る赤子の群れ」がある。この写真も玉音放送の前日に用意されたものだが、放送後に新聞を受け取った国民が振舞うべきモデルとなった。

いずれにせよ、私たちの戦後の原点は、「戦中」に予定稿として準備されていたものなのである。

現在の「八・一五終戦記念日」の記憶が人々に定着するのは、占領が終わって「九・二降伏記念日」が忘却された一九五五年の「終戦一〇周年」イベントからである。「八・一五革命」を掲げる進歩派と「御聖断による国体護持」を唱える保守派の利害が一致した「記憶の五五年体制」である。

この「終戦記念日」の古層にあるのは、八月一五日に「戦前」から全国中継されてきた「戦没英霊盂蘭盆会法要」である。玉音放送当日の『中部日本新聞』ラジオ番組表にも、特別編成で急遽中止となったわけだが、朝七時三〇分「大東亜戦々没英霊法要盂蘭盆会＝京都知恩院より」とある。八月一五日の戦没者追悼式全国中継放送は「戦後」になって始まったのではなく、一九三九年から毎年繰り返されていた。「国際標準」では終戦でない八月一五日が、日本人の終戦記念日となる必然性はお盆の伝統にもあるといえるだろう。近隣諸国との摩擦を生み出す「八・一五靖国参拝」問題も、こうした宗教行事と政治イベントの結合に由来している。

合理的な対話の空間を創出することがメディア論者の使命であると信じる私は、次のような提案をしている。周辺諸国との合理的な対話に道をひらくためには、終戦記念日の改革が必要である。まず第一歩は、現行の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を政教分離し、お盆の八

月一五日「戦没者を追悼する日」とは別に、降伏調印の九月二日「平和を祈念する日」を新設するべきである。そもそも、普通の人間にとって宗教的(感情的)追悼と政治的(理性的)議論を同時に行うことは可能だろうか。私たちは心を込めて追悼しながら、同時に理性的な議論ができるほど器用ではないのである。そして、私的な心情と公的な意見は必ずしも一致しないし、無理に一致させることは難しい。「国際標準」の終戦記念日である九月二日こそ、夏休み明けの教室で未来志向の議論をするのにふさわしいに違いない。

16 教科書をめぐる文書と発話の相剋

二〇〇五年四月一三日、韓国国会「独島(竹島の韓国名)守護および日本歴史教科書歪曲対策特別委員会」の金泰弘委員長らは、町村信孝外相(当時、以下同)を外務省に訪ね教科書の再検定を要求した。さらに五日後の一八日、北京訪問中の町村外相に、唐家璇国務委員(前外相)は教科書問題で強硬な抗議を行っている。

こうした新聞記事だけを読んでいると、歴史教科書というものは大変重要な「書物」であるという印象を受ける。しかし、メディア論から見れば、教科書とは書物(教養財＝文化財)というよりもメディア(広告媒体＝消費財)である。つまり、義務教育の教科書は国家のスポンサーシップで大量生産・無償供与され、通常は一年限りで使い捨てられる。だから、通常の図書館には所蔵されておらず、過去の教科書を調べることは容易ではない。その調査のためには財団法人・教科書研究センター(東京都江東区千石)の教科書図書館にまで行かなければならない。

つまり、一般には蓄積されず読み捨てられる公共的メディアという意味で、教科書の形式そ

や家族のモデルを提供してきたためだろう。つまり、皇室イメージを論じることは、あるべき家族を論じることなのである。

そうした観点から、女性天皇の是非なども考えるべきだろう。皇室典範改正を検討する小泉純一郎首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」(座長・吉川弘之元東京大学総長)の報告書は、首相官邸HPでも公開された。実は官邸HPをこれほど興味深く読んだことはなかった。委員の質問に対する宮内庁側の答弁が要約されている。たとえば、「これまでの十代八方おられた女性天皇は宮中祭祀を行っておられたのか」という質問に対しては、「持統天皇以降の七代六方を見ると新嘗祭、大嘗祭を行っておられた」と説明されている。また、皇位継承のあり方の変動について、大日本帝国憲法では「皇男子孫之ヲ継承ス」と規定されていたが、日本国憲法第二条では、単に「世襲」としか規定されていないことも明示されている。

女性天皇容認への流れは止めようもないだろうが、その場合、御成婚記念切手の男女の配置は逆転するのだろうか。エリザベス女王の結婚五〇周年記念切手(一九九七年)では、やはり女王が夫・フィリップ殿下の右側となっているのだが。

Ⅱ　メディアの〈現在〉をどうみるか

第4章　ジャーナリズムを取り巻く環境

19 「零年」のない新聞社

二〇〇五年五月八日、ヨーロッパの旧連合国では六〇回目のVEデイ(ヨーロッパ戦勝記念日)、ドイツでは同じく「解放の日」が祝われた。ちなみに、小泉首相も参加したロシアの対独戦勝記念日は翌九日であり、二〇〇四年ロシアの強い働きかけにより、国連総会で五月八・九両日を「追悼と和解の時」とする決議が採択された。ドイツもこうしたポスト冷戦体制の終戦記念日制定に応じたわけである。しばしば日本と比較されるドイツの終戦も簡単に概観しておこう。

一九四五年四月二八日、ベニト・ムッソリーニの死亡報告を受けたアドルフ・ヒトラーは、同月三〇日午後三時半、後継総統にカール・デーニッツを指名した遺書を残して、ベルリンの総統地下壕で自殺した。五月一日、デーニッツ総統はハンブルク放送を通じて国民にヒトラーの死を報じ、戦争継続を訴えた。「敵はボルシェビキ」を強調して、ソ連と英米の離間をねらい、実質的には英米への降伏を求める声明であった。そのため、西部戦線では部隊ごとの部分

的降伏を行いつつ、東部戦線を維持して可能な限り多くの国民を英米軍の占領地に導き入れる作戦が採られた。五月七日、ドイツ国防軍最高司令部を代表して作戦部長アルフレート・ヨードル元帥がランスのアイゼンハワー司令部に赴き、無条件降伏文書に署名した。発効は翌八日午後一一時一分であった。このVEデイに際し、アメリカではハリー・S・トルーマン大統領、イギリスではジョージ六世と首相ウィンストン・チャーチルが特別ラジオ演説を行っている。こうして五月八日は西側諸国においては戦争当事者双方が納得できる「終戦日」といえる。

これに対して、ソ連書記長ヨシフ・スターリンは同様の条約調印式を求め、同九日ベルリンのゲオルギー・ジューコフ司令部において、英軍アーサー・W・テッダー元帥、米軍カール・スパーツ将軍の列席のもとヴィルヘルム・カイテル元帥が五月八日付降伏文書に署名した。ロシアの第二次大戦対独戦勝記念日は五月九日であった。いずれの降伏文書もドイツ国防軍代表の署名だけなのは、ドイツ政府代表たるべき第三帝国の中央政府とその権威がすでに存在しないためである。約一カ月後の六月五日、正式に米英仏ソ四カ国がドイツの最高権力を掌握することが宣言され、分割占領が始まった。

当然ながら、一九九〇年一〇月三日東ドイツが西ドイツに「加盟」して消滅するまで、東西ドイツの終戦記念日は同一ではなかった。五月八日は西ドイツで「終戦と国民社会主義からの

解放の日」、東ドイツで「ヒトラー・ファシズムからの解放の日」と呼ばれた。東ドイツでは翌九日がソビエトとの友好のため、「ヒトラー・ファシズムに対するソビエト人民勝利の日」が祝われていた。現在の統一ドイツでは終戦記念日は五月八日に統一されているが、「解放」を祝うのか、「敗戦」を記憶するのかをめぐって論争は続いている。

例年、日本の新聞各紙は政治面や社説でドイツの「解放の日」行事を伝え、戦争責任への反省の深さを評価するコメントを載せている。しかし、なぜ日本の終戦記念日が「解放の日」と呼ばれないのかについて、真正面から論じた記事は見かけない。その理由は、新聞社の戦争責任への対応がドイツと日本で大きく異なるからではないだろうか。日独両国の新聞は戦争でどのように変わったか、あるいは変わらなかったか。

まず、日本の場合。一九三六年「国策通信社」同盟通信社の設立を皮切りに、翌一九三七年、日中戦争勃発直後に設置された内閣情報部の指導下、内務省を通じて各地の零細新聞の「自主的」な整理統合が行われた。新聞雑誌用紙統制委員会が設立された一九四〇年、『二六新報』『万朝報』など伝統ある新聞が次々と廃刊された。翌一九四一年、販売網を統合する新聞共販制が導入され、日米開戦後の一九四二年、新聞事業令にもとづく統制団体「日本新聞会」が設立された。情報局(内閣情報部の後身)は新聞社の「一県一紙主義」を発表し、今日まで続く新聞

体制が確立していった。たとえば、『京都新聞』は一九四二年四月一日、『京都日日新聞』と『京都日出新聞』が合同して誕生した県紙である。東京では全国紙『朝日新聞』『毎日新聞』『讀賣新聞』(『報知新聞』を吸収)と地方紙『東京新聞』(『都新聞』と『国民新聞』が合同)、業界紙『日本産業経済』(『中外商業新聞』に業界紙を統合)、大阪では全国紙『朝日』『毎日』のほか、業界紙を統合した『産業経済新聞』、北海道に『北海道新聞』(『北海タイムズ』ほか一〇紙の統合)、名古屋に『中部日本新聞』(『新愛知』と『名古屋』の合同)、九州に『西日本新聞』(『福岡日日』と『九州日報』の合同)のブロック紙、その他に「一県一紙」という体制が登場した。日中戦争勃発時に一二〇〇紙あった新聞は、終戦時には五七紙に統合された。

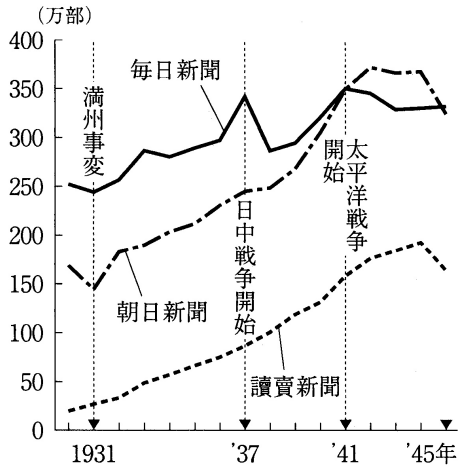

(『「毎日」の3世紀 新聞が見つめた激流130年別巻』,『朝日新聞社史 資料編』,『讀賣新聞百二十年史』より作成)

図Ⅶ　戦前・戦時中における全国紙の部数推移

こうした整理統合が素早く実現した理由を、単に国家権力による強制と考えるべきではない。全国紙は効率的に部数を拡大(図Ⅶ)できたし、その進出に圧迫された地方紙も、経営

の効率化のために積極的に統合に取り組んだ。さらに一九四四年以降、各県紙の題字下に小さく『朝日新聞』『毎日新聞』『讀賣報知』の文字が刷り込まれた。新聞用紙の欠乏と空襲による印刷輸送の困難に対処するため、この中央三紙の地方発送は停止され、その発行は各県紙に委託された。この「持分合同」により、全国紙・ブロック紙・各県紙の一貫体制が完成し、全国の新聞紙面は驚くほどの均質化を遂げていった。

こうして成立した国民総動員の情報管理システムは効率的であり、敗戦後日本を占領したGHQにとってもまた好都合なものであった。そのため一億総懺悔の先唱者となった新聞は、占領軍検閲の下にほとんど無傷で戦後体制に組み込まれた。戦争責任を問われて廃刊となった新聞は存在せず、大きな変化は同盟通信社が共同通信社と時事通信社に分割されただけにとどまった。戦時体制と占領体制で有効に機能したこの情報管理システムが、その後の高度成長時代にも適合的であったことはいうまでもない。日本の新聞社に、戦前と戦後の断絶は存在しない。

他方、連邦主義のもと多様な地域新聞が群立していたドイツでは、ナチ政権成立前の一九三二年に四七〇三紙が存在した。ヒトラーは一年間で社会主義系の約六〇〇紙を発禁とした後も、ナチ党機関紙への系列化を進めた。独ソ開戦の一九四一年以来、帝国新聞院から三次にわたり一五〇〇紙以上に廃業命令がだされた。もちろん、「多様な言論のショーウィンドー」として

『フランクフルト新聞』など一部の高級新聞は存続したが、新聞数は九七五紙に統合された。しかも、ナチ党が所有するエーエア出版社系の三五〇紙が全日刊紙発行部数の八一・五%を占めていた。当然ながら、戦後ドイツでは非ナチ化政策のため既存新聞の継続・復刊は認められなかった。ドイツの新聞は「零年（シュトゥンデ・ヌル）」から再出発することになった。もっとも、そうした形式的な断絶にもかかわらず、ナチ期に行われた集中化を前提に戦後西ドイツの新聞体制が確立したことは重要である。またドイツ新聞史において「零年」の断絶が強調されることが多いが、親衛隊将校以外のナチ党員記者は多くが非ナチ化裁判をパスして現場に復帰していた。いずれにせよ、ドイツの新聞社が五月八日に「ナチズムからの解放」を祝うことは建前として合理的である。しかし、日本の新聞社が八月一五日に「軍国主義からの解放」を祝うことなど可能だろうか。

日本の新聞はドイツの戦争責任問題に関する記事を頻繁に掲載しているが、まず自らの立ち位置を検証することが報道機関としての信頼性を回復するために不可欠なのではあるまいか。

20 言論統制の連続性

マス・メディアの機能の一つは、人々の記憶を共通の歴史に繋ぎとめることである。「八月ジャーナリズム」はその典型だが、それ以外にもさまざまな記憶が日々再生されている。たとえば、一月一七日の阪神大震災、三月二〇日の地下鉄サリン事件など、ほんの一昔前の出来事でさえ、二〇〇五年に一〇周年をメディアが特集しなければ、それを忘れていた人も少なくないはずである。

ラジオ放送開始から八〇周年の放送記念日について⑦で言及した。一九二〇年代に各国で制度化されたラジオ放送が、程度の差はあれどの国でも国家管理されたメディアであったことは否定できない。それゆえ、言論の自由を闘い取った活字文化の長い歴史に対して、放送はその成立から国家の管理下に置かれていた、という指摘がメディア史の枕詞となってきた。「自由への闘争」を支えた市民的新聞と「自由からの逃走」に誘う大衆的ラジオである。だが、この対比は表面上の真実に過ぎない。現代の新聞とは一九世紀後半に成立した大衆新聞であり、ラ

ジオと比べてさほどに「長い歴史」があるわけでもない。

二〇〇五年にはNHK番組改変問題をはじめさまざまなマスコミの不祥事が噴出したが、その原因の一つは「戦後六〇年」イベントに熱中するあまり「言論統制八〇年」をないがしろにしたツケと思えてならない。

ラジオ放送開始のちょうど一カ月後、一九二五年四月二二日には治安維持法が公布されている。さらに、その二週間後の五月五日には、衆議院議員選挙法の改正公布、いわゆる普通選挙制度が実現する。第一次大戦後に高揚した共産主義運動の弾圧を主たる目的に、普通選挙法と引きかえの形で、治安維持法は国体の変革と私有財産制度の否認をめざす結社や行動を処罰するべく制定された。周知のごとく、それは戦前日本の言論暗黒時代を象徴する法律とされてきた。普通選挙法も治安維持法もいずれも二〇〇五年に八〇周年を迎えたのだが、こちらはマスコミ報道ではほぼ忘却されていた。

それでも私が「治安維持法制定八〇周年」を想い出したきっかけは、二〇〇五年三月一〇日「横浜事件再審決定」のニュースだった。戦時下の言論弾圧、横浜事件の第三次再審請求抗告審で再審開始が決定された。東京高裁は「拷問による自白の信用性」を否定し、六〇年前の判決に再審の道を開いた。まことにもって妥当な判断といえた。「国体変革のため共産党再結成

を謀議」というフレームアップ(でっちあげ)で有罪となった故人たちの名誉回復に向けた第一歩のはずだったが、二〇〇六年二月九日横浜地裁は「免訴」の判決を下した。これで事件の解明に幕を閉ざすことなく、さらなる調査研究が進むことを希望したい。

いわゆる横浜事件は、一般には次のように説明されている。太平洋戦争下の一九四二年九月、満鉄調査部嘱託・細川嘉六の『改造』掲載論文「世界史の動向と日本」に陸軍報道部が「赤の宣伝」とクレームをつけたことを発端とする。しかし、論文中に決定的な証拠は見出せないため、神奈川県特高はその交友関係から労働問題研究家の川田寿夫妻をアメリカ共産党に関係ありとして検挙した。このときの家宅捜査で押収した細川の『植民史』出版記念宴会(富山県泊町で開催)の写真を特高は「泊共産党再建事件」の証拠品とでっち上げた。こうして新聞紙法違反から治安維持法違反に容疑を切り替え、改造社、中央公論社、日本評論社、岩波書店、朝日新聞社などの編集者や執筆者四九名が検挙された。これを口実に情報局は一九四四年七月一〇日、中央公論社と改造社に自主廃業を指示し、大正デモクラシー以来論壇をリードしてきた『中央公論』『改造』は廃刊となった。検挙者の多くは敗戦後の一九四五年九月までに懲役二年、執行猶予三年の判決を受けて釈放されたが、治安維持法が廃止となった一〇月一五日まで公判がのびていた細川嘉六などは免訴となった。そのため、ポツダム宣言受諾の八月一四日時点で

治安維持法が実質的に失効していたか否かが一審の争点となっていた。

横浜事件は戦時下の言論弾圧を象徴する出来事として歴史教科書にも取り上げられている。だが、先の通説で登場する弾圧側の陸軍報道部、神奈川県特高、情報局にどのような連携があったのかを含め、事件の全貌は未だ明らかにされていない。検閲に関して陸軍、内務省、情報局はしばしば激しく対立しており一枚岩ではなかった。中村智子『横浜事件の人びと』(一九七九年)は膨大な資料を分析した上で、もっぱら編集者の証言によって創られた戦後の通説、「ジャーナリズムの抵抗線への弾圧」説をこう批判している。

「ジャーナリストの側からの発言と、それからの引用がくりかえされるうちに、横浜事件とはすなわち言論弾圧事件であったという、一面のみが定説化された。(中略)細川論文によって『改造』は発禁となり、細川は検挙されたが、この関係からひとりの逮捕者もだしていない。細川論文の発禁から横浜事件を説明するのが定石になっているために、言論弾圧事件のイメージがつよめられているが、細川は別件によって、あとから追起訴されて事件の中心人物にされたのであった。」

論文が引き金になり出版社が廃業に追い込まれた原因と結果のみを強調すれば、それが「言論弾圧事件」であることは自明と思える。しかし、一九四二年九月一一日の川田夫妻から始ま

った検挙で、一九四三年中に収監されたのは「泊会談」出席者のほかは、近衛文麿ブレーンの昭和塾、右翼の愛国政治同志会の関係者などである。編集者が主に検挙されたのは一九四四年以降の第四次検挙であり、当時ほとんどの出版社が軍部や情報局と歩調を合わせていたことは否定できない事実である。そのため、「第二のゾルゲ事件」を狙った神奈川県特高の功名心、内務官僚による「反東条勢力」への政治謀略など、複雑な要素が入り組んでいる。

これまで横浜事件が言論暗黒時代のクライマックスとして位置づけられてきたために見過ごされた側面も少なくない。たとえば、横浜事件が起こる直前まで、戦時中の雑誌社がどれほど出版統制の恩恵に浴したかという事実である(図Ⅷ)。事件に関わった出版社を含め多くのメディア企業の収益は日米開戦時に戦前のピークを迎えていた。メディアはただ戦争の被害者であっただけではないのである。戦時下に活動した編集者にとって、「抵抗線への弾圧」は、もし

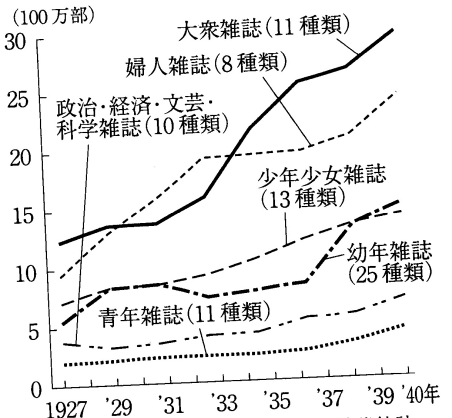

(「最近十三年間(隔年)雑誌売上部数諸統計」(東京堂統計部調査)より作成)

図Ⅷ　戦前における主要雑誌の年間販売部数推移

存在しなければ創作する必要さえあった物語である。

さらに重要なことは、治安維持法は一九四五年一〇月一五日で廃止となったが、検閲体制は戦後も継続したという事実である。「言論の自由」を掲げて進駐したアメリカ占領軍が行った厳しい検閲システムは、戦時体制に比べてこれまで過小評価されてきた。「公然たる検閲」と「検閲の存在すら隠蔽する検閲」とは、言論の不自由にとって優劣をつけがたい。ミシェル・フーコー流にいえば、権力の近代化とは公開懲罰から隔離隠蔽へ、介入から監視へと発展する。その意味では、今日の私たちが警戒すべきは戦前の公然たる検閲よりも戦後の密やかな検閲なのかもしれない。

たとえば、言論弾圧史観の常識では、戦前の伏字(×××や○○○など)が弾圧の証拠であり象徴であるとみなされることが多い。だが、こうした「伏字時代」こそ、雑誌ジャーナリズムの言論が最も輝いた時代ではなかったろうか。伏字は決して萎縮した言論の象徴ではないのである。勇気ある言論は伏字で示されるタブーと両立していたのである。つまり、伏字は検閲の存在を読者に訴える手段であり、それによって隠された事実の重要性を喚起することができた。実際、戦前の雑誌から伏字が消えたのは、日中戦争下で戦時体制が飛躍的に強化され、情報局が校正刷の事前検閲を行うようになった一九四〇年一二月以降である。伏字の消滅とともに発

禁も原則としてなくなった。そうした部分は校正段階で係官によって削除指示されたからである。伏字の消滅は検閲の高度化を意味していた。さらにGHQは、検閲の存在そのものも隠蔽しようとしたため、戦後は雑誌が伏字を使うことも一切許さなかった。つまり、常識とは逆に、伏字の消滅とともに、言論の自由も消えたのである。

今また、「人権擁護法」を名乗るメディア規制法が国会に提出されようとしている。「人権」の重要性は誰も否定できない。しかし、誰もが納得する「人権」の定義がはたして可能だろうか。「人権」概念は運用しだいでどこまでも拡張できるため、報道への圧力や規制に簡単に利用できる。法律とは善意をもって運用されることを前提として制定すべきものではない。歴史の教訓から学ぶべきは、法律の拡大解釈の危険性である。治安維持法が擁護した「国体」も、無限に拡大できる概念であった。いまや「人権」擁護が名目とされているが、国民の「知る権利」を制限する悪法を許すべきではあるまい。むしろ現代日本の閉塞感の原因である「密やかな検閲」を打ち破ることが、真の「言論の自由」にいたる道である。「言論の自由」の守りに入るのはまだ早い。フリー・スピーチのためにはモア・スピーチこそが必要である。

21 新聞形式と読者の変貌

「人権擁護法」の名の下にメディア規制法が提案されても、多くの新聞読者はそれに正面から反対しようとはしない。それは、マス・メディア＝広告媒体である新聞やテレビが必ずしも人権を尊重していると人々が信じていないためである。

二〇〇四年一一月一日は新聞というメディアの歴史にとっては記憶すべき日となった。イギリスで二一六年の伝統を誇る高級新聞の代名詞、『ザ・タイムズ』がこの日、全面的にタブロイド化したのである。タブロイドといっても、日本では駅のキオスクで売られる『夕刊フジ』『日刊ゲンダイ』などが目に付くくらいで、日刊紙は大判サイズ（ブランケット判）が一般的である。

だが欧米の新聞界では一九世紀以来、高級紙と大衆紙は、政治経済中心の大判朝刊紙、娯楽情報中心のタブロイド版夕刊紙と棲み分けられてきた。一九世紀後半に成立した大衆紙がタブロイド版夕刊として発行された理由は、仕事帰りの労働者が立ち読みを可能にするためであった。一方で大判朝刊紙の読者とは、ゆっくりとした朝食の後、新聞をデスクに広げて読むジェ